

# 兵庫県公報

平成22年8月3日 火曜日 第2206号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成22年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○救急病院の認定（医務課）	2
○平成22年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○土地改良区の解散認可（同）	5
○公聴会の開催等（自然環境課）	6
○同上（同）	6
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	7
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○同上（同）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	10
○河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	10
○都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく説明会及び公聴会の開催（港湾課）	10
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	11
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	11
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
<b>病院局辞令</b>	
○池垣 淳一	13
<b>公安委員会告示</b>	
○警備業法に基づく直接検定の実施	13
○地域交通安全活動推進委員の委嘱等	15
<b>市町村職員共済組合公告</b>	
○平成21年度決算の要旨	15

## 告 示

### 兵庫県告示第798号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成22年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり定める。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 募集期間  
男子 平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで  
女子 平成22年8月1日（日）から同年9月10日（金）まで
- 試験期日等

区分	試験期日	試験会場	合格発表	採用時期

男子	平成22年 8 月 29 日（日）から同月 30 日（月）までのいずれか 1 日	受付時に告知	試験時に告知	平成23年 3 月 又は同年 4 月
	平成22年 9 月 24 日（金）から同月 29 日（水）まで（日曜日を除く。）のいずれか 1 日			
女子	平成22年 9 月 26 日（日）	同 上	平成22年11月12日（金）	平成23年 3 月 又は同年 4 月

3 問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 4 - 3 (神戸防災合同庁舎 4 F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通 4 丁目 7 - 6 (インペリアル・トラスト・ビル 2 F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目 27-10 (宮浦ビル 1 F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町 4 丁目 1 (神戸留学生会館 2 F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1 - 1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 西宮地域事務所	西宮市田代町 19 番 3 号 (三建ビル 2 F)	(0798) 66-7066
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央 1 丁目 2 - 5 (コーワビル 2 F)	(072) 770-7800
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町 45 (加古川産業会館 J Aビル 7 F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台 1 番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町 240 (光貿易ビル 1 F)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町 1 - 8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町 8 番 35 号	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原 980 - 2 (柏原センタービル 2 F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町 2 丁目 1 - 20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第799号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 春日病院  
所在地 神戸市北区大脇台 3 番地の 1  
認定年月日 平成22年 7 月 10 日  
認定の有効期限 平成25年 7 月 9 日
- 2 名 称 市立小野市民病院  
所在地 小野市中町 323 番地  
認定年月日 平成22年 7 月 21 日  
認定の有効期限 平成25年 7 月 20 日
- 3 名 称 三田市民病院  
所在地 三田市けやき台 3 丁目 1 番 1 号

認 定 年 月 日 平成22年6月16日  
 認定の有効期限 平成25年6月15日  
 4 名 称 加東市民病院  
 所 在 地 加東市家原85番地  
 認 定 年 月 日 平成22年7月21日  
 認定の有効期限 平成25年7月20日



**兵庫県告示第800号**

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成22年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 試験日時  
平成22年10月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所  
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 7階会議室 亀の間
- 3 試験科目
  - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
  - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書 1通  
用紙は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課、各県民局商工担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。
    - イ 写真 1枚  
縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。
    - ウ 返信用封筒 1枚  
定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円切手を貼り宛先を明記したもの。
  - (2) 受付期間  
平成22年9月1日（水）から同月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成22年9月22日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (3) 提出先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係
  - (4) 手数料  
8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。  
なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。
- 5 合格者の発表  
平成22年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。
- 6 受験についての問い合わせ先  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係  
電話 (078) 341-7711 内線 3581  
(078) 362-3331 (直通)



**兵庫県告示第801号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年 8月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 志方町東土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 野 弘 利	加古川市志方町岡247番地
同	金 澤 勇	同 市志方町細工所555番地
同	原 良 輝	同 市志方町高畑227番地
同	横 山 役 治	同 市志方町高畑524番地
同	鎌 田 剛之輔	同 市志方町高畑604番地
同	田 中 一 男	同 市志方町岡437番地
同	小 林 修	同 市志方町廣尾1114番地
同	粕 谷 行 男	同 市志方町廣尾1127番地
同	久保田 伸 哉	同 市志方町廣尾1466番地の1
同	前 田 律 夫	同 市志方町細工所823番地の2
監 事	宮 永 亮 一	同 市志方町細工所505番地
同	鎌 田 岩 夫	同 市志方町高畑575番地
同	粕 谷 稔 彦	同 市志方町廣尾1220番地
同	前 田 坦	同 市志方町廣尾1353番地
同	田 中 久 男	同 市志方町岡440番地
同	小 林 俊 和	同 市志方町岡434番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	金 澤 寛	加古川市志方町細工所478番地の1
同	原 敏 郎	同 市志方町高畑475番地の2
同	横 山 勉	同 市志方町高畑605番地
同	横 山 公 一	同 市志方町高畑509番地
同	上 野 幹 夫	同 市志方町岡341番地
同	上 野 廣 司	同 市志方町岡358番地
同	堀 井 弘 幸	同 市志方町廣尾1131番地
同	後 藤 良 一	同 市志方町廣尾1438番地
監 事	黒 田 文 隆	同 市志方町細工所143番地
同	原 邦 仁	同 市志方町高畑409番地
同	小 林 正	同 市志方町岡83番地
同	小 林 賢 一	同 市志方町廣尾1148番地
同	後 藤 朝 男	同 市志方町廣尾1445番地の1

**2 山東南部土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	團 野 博 章	丹波市春日町棚原1884番地 3
同	近 藤 昇	同 市春日町国領758番地 3
同	竹 村 聰一郎	同 市春日町野村1059番地
同	近 藤 節 夫	同 市春日町棚原496番地 1
同	本 庄 一 郎	同 市春日町棚原328番地 1
同	河 津 三 藏	同 市春日町棚原1256番地
同	近 藤 信 夫	同 市春日町棚原1329番地
同	秋 山 俊 雄	同 市春日町棚原1539番地 2

同	北 山 敏 昭	同	市春日町東中1011番地
同	秋 山 睦	同	市春日町国領350番地
同	秋 山 善 文	同	市春日町国領1531番地
同	東 浦 修 身	同	市春日町国領1987番地 1
同	秋 山 種 男	同	市春日町野上野1822番地
監 事	近 藤 一 廣	同	市春日町東中1044番地
同	足 立 茂	同	市春日町棚原1165番地 4

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

近 藤 昇

本 庄 一 郎

大 槻 義 貴

近 藤 節 夫

平 秀 幸

近 藤 嘉 明

安 永 大 生

津 田 勲

石 井 繁 治

秋 山 睦

秋 山 善 文

東 浦 茂

秋 山 實

近 藤 一 廣

足 立 進 男

住 所

丹波市春日町国領758番地 3

同 市春日町棚原328番地 1

同 市春日町野村2337番地

同 市春日町棚原496番地 1

同 市春日町棚原1215番地 1

同 市春日町棚原2340番地 1

同 市春日町棚原2089番地 1

同 市春日町棚原1856番地 1

同 市春日町東中905番地

同 市春日町国領350番地

同 市春日町国領1531番地

同 市春日町国領1228番地

同 市春日町野上野1782番地 1

同 市春日町東中1044番地

同 市春日町棚原1386番地 1

3 氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

西 山 豊

住 所

丹波市氷上町棧敷262番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

安 田 伸 行

住 所

丹波市氷上町棧敷178番地

4 兵庫県淡河川・山田川土地改良区

退任役員

役員の区分

監 事

氏 名

丸 尾 俊 三

住 所

加古郡稲美町印南430番地



兵庫県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
志方町東土地改良区	平成22年 7 月 8 日



兵庫県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
成谷土地改良区	平成22年 7 月 6 日



**兵庫県告示804号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時、場所等

- (1) 日時  
平成22年 8 月 25 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
- (2) 場所  
神戸市教育会館501会議室（神戸市中央区中山手通 4 丁目10番 5 号）
- (3) 案件名  
ア 第 3 期シカ保護管理計画の変更について  
イ イノシシ保護管理計画の変更について
- (4) 傍聴  
自由。ただし、会場の収容人数の範囲に限る。

2 公述の申出方法

公聴会に出席して、意見を陳述しようとする者（県内に住所を有する者に限る。）は、平成22年 8 月 13 日（金）までに住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面（公述申出書）を兵庫県知事あて提出すること。ただし、土曜日及び日曜日については、ファクシミリによる提出に限る。

3 公述申出書提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号  
 兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課  
 電話 (078) 341-7711 内線 4114、4115  
 ファクシミリ (078) 362-3069



**兵庫県告示805号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第4項において準用する第7条第4項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時、場所等

- (1) 日時  
平成22年 8 月 25 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
- (2) 場所  
神戸市教育会館501会議室（神戸市中央区中山手通 4 丁目10番 5 号）
- (3) 案件名  
ア シカ狩猟期間の延長について  
イ シカ捕獲制限の緩和について  
ウ イノシシ狩猟期間の延長について
- (4) 傍聴  
自由。ただし、会場の収容人数の範囲に限る。

2 公述の申出方法

公聴会に出席して、意見を陳述しようとする者（県内に住所を有する者に限る。）は、平成22年 8 月 13 日（金）

までに住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面（公述申出書）を兵庫県知事あて提出すること。ただし、土曜日及び日曜日については、ファクシミリによる提出に限る。

3 公述申出書提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課  
電話 (078) 341-7711 内線 4114、4115  
ファクシミリ (078) 362-3069



兵庫県告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
たつの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第807号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
タテホ化学工業株式会社本社工場  
赤穂市加里屋字加藤974番地  
本社工場長 濱 本 宏
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
タテホ化学工業株式会社本社工場  
赤穂市加里屋字加藤974番地
  - (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設
能	力	容積606 L

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1.5	18
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	400	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	160	160	

備考 汚水等を再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年8月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年8月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年8月3日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加東線	三木市志染町大谷字西谷165番1から 同 市細川町垂穂字横山897番1まで	旧	12.0から 29.0まで 17.0から 87.0まで	591.0 443.0	
		新	17.0から 87.0まで	443.0	



兵庫県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年8月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年8月3日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	淡路市中田字田ノ平2998番14から 同 市中田字雉鼻3713番6まで	旧	16.0から 66.0まで	110.0	
		新	16.0から 22.0まで	110.0	
県道 尾崎志筑線	淡路市遠田字野田2208番1から 同 市遠田字野田2429番2まで	旧	13.0から 41.0まで	83.0	
		新	10.0から 20.0まで	83.0	



**兵庫県告示第810号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年8月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月3日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多可北条線	多可郡多可町八千代区下野間字野口112番1から 同 郡同 町八千代区下野間字深田661番27まで	旧	6.0から 35.0まで	1,030.0	
		新	13.0から 35.0まで	1,030.0	



**兵庫県告示第811号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年8月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月3日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	赤穂郡上郡町赤松字ホヲキノ上1250番2から 同 郡同 町赤松字二ツ道1260番1まで	旧	7.0から 12.0まで	509.0	
		新	11.0から 19.0まで	509.0	



**兵庫県告示第812号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 8 月 3 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 8 月 3 日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	南あわじ市志知鉦字大江174番1から 同 市志知字八重垣462番1まで	旧	8.0から 38.0まで	306.0	
		新	12.0から 38.0まで	306.0	



**兵庫県告示第813号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて 2 週間縦覧する。

平成22年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称  
二級河川苧谷川水系苧谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成22年 8 月 3 日
- 3 廃川敷地等の位置  
相生市竜泉町171番、171番1、176番2の一部、177番2、177番6、177番7、177番8、178番2、178番7、179番2、179番8、241番5、241番6、241番7、241番9、241番10、241番11
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地  
数量 1,691.95平方メートル



**兵庫県告示第814号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

平成22年 8 月 3 日

東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 素案を作成した都市計画
  - (1) 名称  
東播都市計画臨港地区
  - (2) 素案の概要  
東播都市計画区域内に位置する東播磨港において、整備が完了した港湾施設の適正な管理運営、港湾における諸活動の円滑化及び港湾機能の確保を図るため、東播都市計画のうち都市計画の地域地区のひとつである臨港地区の変更を行う。
  - (3) 素案の閲覧期間  
平成22年 8 月 3 日（火）から同月31日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部土木局港湾課、明石市都市整備部都市計画課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課及び播磨町都市計画グループ

なお、素案は、兵庫県ホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd19/wd19\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd19/wd19_000000067.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成22年8月31日(火) 午後1時30分から(説明会開催後、引き続き公聴会を開催する。)

(2) 場所

兵庫県加古川総合庁舎 5階AB会議室

加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話(079)421-1101

(収容人員(50人)を超える場合には、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(東播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部土木局港湾課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成22年8月3日(火)から同月23日(月)まで(必着)

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部土木局港湾課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)341-7711 内線4446、4447



兵庫県告示第815号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 有限会社オフィス・オクダ
- 2 代表者氏名 奥田博和
- 3 事務所所在地 姫路市飾磨区中野田1-48-1
- 4 免許番号 兵庫県知事(3)第450898号
- 5 免許年月日 平成18年9月20日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日 平成22年7月13日

2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 NPO法人兵庫県テコンドー協会
- (2) 代表者の氏名 金 珍 秀
- (3) 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区駅南通3丁目4番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、武道テコンドー普及に関する事業を行い、日本と韓国との文化・スポーツの振興に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年8月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人西播磨福祉支援協会
- イ 代表者の氏名 木 村 雅 博
- ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町竹万381番5
- エ 定款に記載された目的

この法人は、進みゆく超高齢社会の各種多様なニーズに応えるべく、高齢者の福祉サービスの提供や介護者への支援並びに各種関係機関と調整を図り、福祉サービスをコーディネート出来る機能を併せ持ち、地域社会に溶け込み、地域社会の福祉発信基地となり先駆的なサービスを以って文化的で快適な生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人シニアエージェント
- イ 代表者の氏名 宮 瀬 章 浩
- ウ 主たる事務所の所在地 加古川市米田町平津38番地の10
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等に対して、安心かつ自分らしいライフスタイルを確立でき、理想とする住居に入居してもらうために、住宅情報の収集・提供、相談・助言や関係諸団体との交流に関する事業を行い、高齢者等が安心して暮らせる住みよい地域社会づくりの創造に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご・まち・くらし研究所
- イ 代表者の氏名 福 田 丞 志
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目2番19-201
- エ 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりや地域振興を進める団体及び個人に対して、活動を促進する手法の開発と提供を行い、またその活動を支援し、市民と行政をつなぐ役割を果たし、活力ある「ひと・まち・くらし」の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ケセラセラ

イ 代表者の氏名 高 森 眞理子

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市揖保町西構182番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという。）を生み出す社会に対して、被害者一時保護のためのシェルターの運営、相談支援の提供、暴力防止のための啓発に関する事業を行い、また、障害者に対して生活支援に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人びっくり箱

イ 代表者の氏名 山 本 祐美江

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市下大市西町8番26号 ハイッ大市206号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民および子どもたちに対して、公園や学校の花壇への植栽および管理を行うなど、子どもたちと大人が共に心躍らす活動を行う地域環境を向上し、心あたたまるまちづくりに関する事業と、子どもたちの心身が健やかに育つための体験活動に関する事業を行い、地域の環境保全および子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人連と縁 R e n &amp; E n n

イ 代表者の氏名 松 本 英 一

ウ 主たる事務所の所在地 京都市下京区二ノ宮通七条上る下二之宮町422番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、グローバル・グリーン・ニューディール（地球規模の視点を持って、各国の政府が連携して環境に公共投資をすることで、社会・経済システムの再構築を目指すこと）の考え方を広めるべく、環境・省エネ関連ビジネスを普及促進し、それを担うNPO・NGOを資金面や人材面からサポートすることによって、地球環境を保護し、人々が生活しやすい真に豊かな世界の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月13日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人にしきシャクナゲ

イ 代表者の氏名 山 本 泰 晴

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市川北1174番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、高齢者福祉に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 病 院 局 辞 令

平成22年8月1日付

(県立がんセンター一部長兼診療部麻酔科学部長・緩和ケア内科部長)

池 垣 淳 一

県立西宮病院診療部麻酔科学部長に兼ねて補する

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫 県 公 安 委 員 会 告 示 第 232 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年8月3日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成22年11月6日(土) 午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成22年8月9日(月)から同年10月8日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料  
14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046



兵庫県公安委員会告示第233号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成22年7月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成22年8月3日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村俊子

1 委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
谷口治男	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
石川正則		

2 委嘱を解いた者

氏名	活動区域
中山福治	東灘警察署の管轄区域

市町村職員共済組合公告

兵庫県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年8月3日

兵庫県市町村職員共済組合  
理事長 樽本庄一

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付	
収入	負担金	10,722,270	35,149,080		368,191	444,512				
	掛金	10,851,091	18,686,579			434,629				
	施設収入及び商品売上						188,915	104,479		
	利息及び配当金	4,000		661,585	7,289	9,648	1,982	1,414	1,543,928	
	その他収入	1,267,829			147,986	3,242	680	1,350	43,951	608,130
	他経理からの繰入金				67,878		12,490	35,310		
	前年度支払準備金	1,798,062								
	計	24,643,252	53,835,659	661,585	591,344	892,031	204,067	142,553	1,587,879	608,130
支出	給付金	11,674,516								
	役職員給与				209,479	31,665		2,667	39,968	24,732
	旅費及び事務費				24,842	8,602	1,979	1,195	3,272	2,234
	商品仕入						7,278	393		
	飲食材料費						43,465	14,716		
	委託費				15,706	6,778	98,920	73,516		
	支払利息			661,353					1,104,781	465,392
	連合会払込金	330,611								54,949
	前期高齢者納付金	4,393,540								
	後期高齢者納付金	3,856,618								
	病床転換支援金	3,139								
	老人保健拠出金	227								
	退職者給付拠出金	701,018								
	他経理への繰入金	67,878				47,800				
	その他支出	2,495,850	53,835,659	232	241,786	753,635	196,114	84,399	11,316	30,300
次年度支払準備金	1,803,055									
計	25,326,452	53,835,659	661,585	491,813	848,480	347,756	176,886	1,159,337	577,607	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 683,200	0	0	99,531	43,551	△143,689	△ 34,333	428,542	30,523	

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付	
資産	流動資産	3,971,700	2,926,692	889,320	1,287,479	4,095,077	669,533	477,735	4,024,987	1,205,517
	固定資産			32,469,686	20,164	116,450	1,706,915	1,280,930	100,378,080	21,527,313
資産合計		3,971,700	2,926,692	33,359,006	1,307,643	4,211,527	2,376,448	1,758,665	104,403,067	22,732,830
負債	流動負債	212,969	2,926,692		16,422	65,356	16,640	11,144	93,784,023	1,492
	固定負債	1,803,055		33,359,006	289,081	80,699			88,519	20,166,720
	負債合計	2,016,024	2,926,692	33,359,006	305,503	146,055	16,640	11,144	93,872,542	20,168,212
資本	資本剰余金					122,268	2,134,506	1,449,366		
	利益剰余金	1,955,676			1,002,140	3,943,204	225,302	298,155	10,530,525	2,564,618
	資本合計	1,955,676	0	0	1,002,140	4,065,472	2,359,808	1,747,521	10,530,525	2,564,618
負債・資本合計		3,971,700	2,926,692	33,359,006	1,307,643	4,211,527	2,376,448	1,758,665	104,403,067	22,732,830